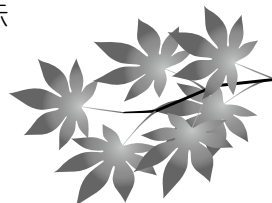


町の財政運営状況をお知らせします

—財政健全化法に基づく健全化判断比率および資金不足比率—

● 財政の健全度を示す指標を公開します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率 4 指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率）ならびに公営企業の資金不足比率を、町監査委員の審査を受け、日野町議会第 4 回定例会に報告しました。日野町の財政の健全度を示す数値として、町民の皆さんにその内容についてお知らせします。



● どんな指標で公表されるのでしょうか

① 実質赤字比率

一般会計等（一般会計および住宅新築資金等貸付事業特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。日野町では、実質赤字比率はありません。

② 連結実質赤字比率

すべての会計（西山財産区会計を除く）を対象とした実質赤字（または公営企業に係る資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。

これにより、町の会計全体の財政状況がわかります。日野町では、連結実質赤字比率はありません。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の 3 年平均です。日野町では、15.6%となり、財政の黄信号とされる早期健全化基準の 25%を下回っています。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

借入金（地方債）や、将来支払う可能性のある負担等の現時点での残高の規模を示すもので、日野町では、116.3%となり、早期健全化基準の 350%を下回っています。

⑤ 資金不足比率

公営企業における資金の不足額の事業規模に対する比率です。日野町では、どの公営企業にも、資金不足比率はありません。

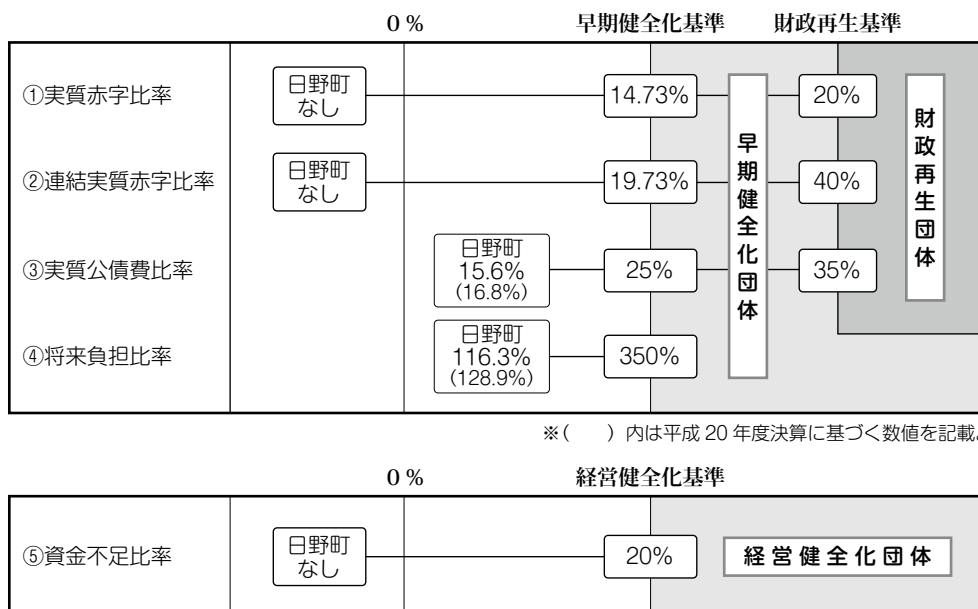
※公営企業（水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業）

◆ 問い合わせ先

総務課 財政担当 ☎②6500 有線⑤7762

● 指標では、どういったことがわかるのでしょうか

下記の表のとおり、どの比率も早期健全化（経営健全化）基準を下回っており、現時点では、日野町の財政運営は健全性を保っているといえます。今後も引き続き財政の健全化に努めていきます。



● 「早期健全化団体」、「財政再生団体」となると、それぞれ、「財政健全化計画」「財政再生計画」を定め、議会の議決を経て、計画の進捗状況を毎年公開しながら財政の健全化に取り組むこととなります。

● 特に、財政再生団体となると、財政再生計画に総務大臣の同意を得なければ、災害復旧事業を除き、地方債の起債ができなくなります。